

令和3年 大雪災害対応の検証について

〔中間報告〕 本編



中山間地域の除雪状況



除雪困難な住宅地の状況



高田地区の一斉屋根雪下ろしの状況

令和3年7月
上越市

目 次

◇ はじめに	1
◇ 大雪災害対応の検証に当たって	2
◇ 令和2年の年末から令和3年1月末までの間における積雪深の推移と 主なできごと	3
◇ 大雪及び融雪による被害状況	4
◇ 項目別の検証結果	
I 道路除排雪	5
II 公共交通	14
III 企業活動	18
IV ごみ収集	20
V 要援護者・要配慮者	23
VI 保育園・学校等	27
VII 一斉屋根雪下ろし	34
VIII 停電被害	41
IX 農林水産業	46
X 除雪中の事故	53
XI 情報発信	56
XII 災害対策本部	62
【資料1】 国への要望活動	67
【資料2】 自衛隊による支援活動	70
【資料3】 町内会長への大雪に関する調査結果（速報値）	71

はじめに

特別豪雪地帯※に地域指定されている当市において、ここ数年は、少雪傾向で推移してきましたが、昨冬は、12月14日の本格的な降雪から平年を上回る降雪に見舞われ、中山間地域を中心に、雪による倒木の影響で電線が断線し大規模な停電が断続的に発生した上、一部の地域では、停電が長時間に及びました。

さらに、1月7日午後からの短期間に集中した降雪により、高田では8日(24時間)だけで103cmの降雪が観測されたほか、11日には積雪深が249cmを記録し、1月としては昭和61年以来、35年ぶりの記録的な大雪となりました。

この度の大雪により、市内各所で生活道路の不通や幹線道路における交通障害を始め、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じました。

このような中、除雪事業者の皆さんによる、昼夜を分かたぬ懸命な除排雪作業に加え、町内会や市民の皆さんからは、高齢者世帯の見守りや生活用品の買い物支援のほか、住民同士の協力による生活道路の除雪など、日々のコミュニティ活動の中で培われた「支え合い」の活動に取り組んでいただきました。この場をお借りして、改めて、感謝を申し上げます。

近年、自然災害が大規模、激甚化する傾向にある中で、昨冬のような「異常降雪」の発生が今後も想定されます。このため、昨冬の大雪の対応を振り返り、行政はもとより、当市に暮らす市民一人一人が今回の大雪対応における教訓を、次への備えにしっかりと活かしていかなければなりません。

このようなことから、庁内において検証チームを設置し、昨冬の大雪の対応を振り返り、見えてきた課題から、今後、備えるべき方向性を整理することといたしました。

なお、今回、整理する内容は中間的にまとめたものであり、今後、これを基に関係機関と協議を重ね、最終的な報告書をまとめることとしております。

令和3年7月

※特別豪雪地帯…豪雪地帯対策特別措置法に基づいて、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定される「豪雪地帯」のうち、「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生じる地域」

大雪災害対応の検証に当たって

1 趣旨

近年の自然災害の大規模、激甚化、さらには、降雨、降雪の短期集中といった傾向を踏まえ、昨冬のような大雪が今後もあり得るとの認識の下、市の対応を振り返り、検証した上で、今後の方策を定め、備えるもの。

2 検証チームの設置

理事、防災危機管理部、都市整備部、各部局の調整担当副課長

3 検証の期間

令和3年4月から10月まで

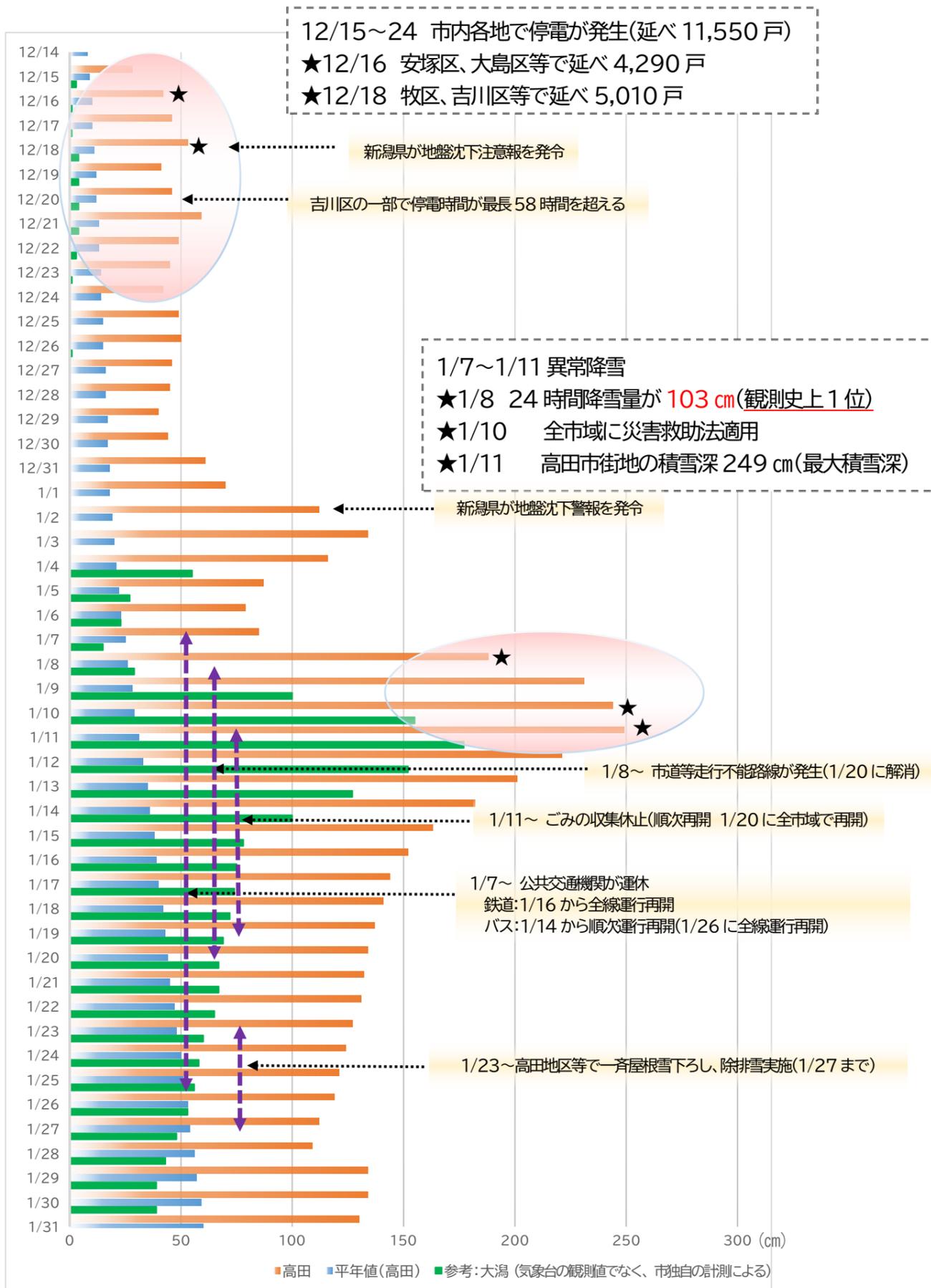
4 検証の内容

- (1) 大雪災害に係る市の対応の振り返り
- (2) 課題の抽出
- (3) 今後の対応の方向性の検討（最終報告書では、今後の方策を示すことができるよう取組を進める）

5 その他

今回の検証は、中間的なまとめとし、今後、本書を基に、関係機関と共に検討を重ねた上で、除雪計画の公表時期である10月下旬には、最終の報告書として公表する。

令和2年の年末から令和3年1月末までの間における積雪深の推移と主なできごと



■ 停電被害

主なできごと	主な対応
12/16(水) ・安塚区、大島区等で停電が発生(延べ4,290戸)	・防災行政無線で停電の発生、復旧見込みを放送
12/18(金) ・牧区、吉川区等で停電が発生(延べ5,010戸) ・一部地域で停電に伴い水道施設が停止し断水 ・吉川区の一部地域では停電時間が58時間に及ぶ	・防災行政無線で停電の発生、復旧見込みを放送 ・配水できない世帯にポリタンクで水を配布 ・職員が停電世帯を訪問 安否確認を行う

■ 異常降雪

主なできごと	主な対応
12/14(月) ・昨冬で初の本格的な降雪	・除雪事業者初出動(合併前上越市のほか9区の区域 32者)
1/2(土) ・新潟県が地盤沈下警報を発令(3/31まで)	・消雪パイプ設置道路は機械除雪への切り替えや散水量の抑制等を実施
1/4(月)	・市HP「雪情報」サブサイトにライブラインなどの情報を一元化
1/5(火)	・上越大橋下流右岸の関川河川敷に雪捨て場を開設
1/6(水) ・高田市街地の積雪深 79 cm	・大雪災害警戒本部を設置
1/7(木) ・JR(信越本線・当市区間)、北越急行(一部区間)が運休(1/15まで) ・午後5時頃から本格的な降雪が始まる	・船見公園駐車場に雪捨て場を開設
1/8(金) ・高田市街地の24時間降雪量が103cm ・走行困難・不能路線が次第に発生 ・北陸自動車道、上信越自動車道通行止め(1/13まで) ・えちごトキめき鉄道が運休(1/15まで) ・最低気温-2.8℃	・一部の小学校で臨時休業(8校) ・一部の小・中学校で始業、終業時間変更(小10校、中8校)
1/9(土) ・市内3地点で災害救助法適用基準を超過 ・国道8号通行止め(下源入~名立間 1/10まで) ・路線バス運休(順次解消、1/25まで) ・最低気温-2.7℃	・大雪災害対策本部に移行 第1回本部会議を開催 ・一斉屋根雪下ろし実施検討のため屋根雪重量測定開始 ・FM-Jの特別番組等で雪情報を発信(1/9~10、1/23~24)
1/10(日) ・全市域に災害救助法適用(1/19まで) ・約8割の生活道路(2,239路線)走行不能 ・除雪作業中の死亡事故発生 ・最低気温-2.9℃	・エリアメール等で国道8号の通行止め情報を発信 ・市の要請に基づき新潟県知事が自衛隊に災害派遣を要請 福祉施設(11施設)の除雪作業開始 ・要援護世帯に係る災害救助法の適用について対象者(6,210人)に電話連絡
1/11(月・祝) ・高田市街地の積雪深249cm(最大積雪深) ・一部店舗で入荷遅延や品薄状態、給油販売制限が発生(1/14頃まで) ・未明時間に空き家が倒壊(南本町一丁目地内) ・最低気温-2.8℃	・エリアメール等で不要不急の外出自粛について情報を発信 ・市内全域におけるごみ収集の休止(1/15から1/20までに順次再開) ・第2回大雪災害対策本部会議開催 ・事業者、商店街、観光事業者に大雪の影響について聞き取り調査(1/16まで随時実施)
1/12(火) ・住家2棟の倒壊が発生(東本町三丁目、寺町三丁目地内) ・最低気温-4.5℃	・市内全保育園休園(1/13まで) ・こどもの家(35カ所)、児童館(5カ所)閉鎖(1/19まで) ・市内全小・中学校臨時休業(1/19まで(小2校は1/20まで)) ・自衛隊による福祉施設の除雪作業終了 県知事が自衛隊に撤収要請 ・高田地区の町内会長に一斉屋根雪下ろしの意向確認
1/13(水) ・最高気温8℃(日中の気温差9.3℃)	・ケアマネジャー、地域包括支援センターを通じて要援護者の状況を確認 ・市長記者会見を実施(一斉屋根雪下ろしの実施決定、除排雪の状況)
1/14(木) ・小此木内閣府特命担当大臣来越 ・最高気温11℃ 高田市街地の積雪深が3日間で△67cm	・小此木大臣に除雪経費の支援等について要望 ・担当部局による記者説明会を実施(1/14~15、1/19~22、1/27)
1/15(金) ・災害救助法の適用期間を延長(1/31まで)	・第1回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議開催 一斉屋根雪下ろし実施世帯の取りまとめ、空き家の確認等を依頼
1/16(土) ・赤羽国土交通大臣来越	・赤羽大臣に除雪費の支援等について要望
1/18(月)	・一部地域において、ごみの臨時収集を実施(1/19まで) ・第3回大雪災害対策本部会議開催、一斉屋根雪下ろし、除排雪路線(交通規制路線)確定 ・排雪対策連絡会議を開催
1/19(火)	・第2回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議開催
1/20(水) ・農業用施設の被害が200棟を超える	・市内生活道路の走行不能路線解消
1/21(木) ・建物被害が100棟を超える	
1/23(土) ・野上農林水産大臣来越	・高田地区で一斉屋根雪下ろし・排雪を実施(1/27まで) ・野上大臣に農業用施設被害に対する支援を要望 ・謙信公大橋上流左岸の関川河川敷に雪捨て場を開設
1/25(月)	・第4回大雪災害対策本部会議開催

大雪及び融雪による被害状況

1 停電被害

○昨年 12 月の寒波襲来時には、倒木による道路の通行止めや停電被害が市内各所で発生し、12 月 15 日～24 日の 10 日間で延べ 11,550 戸（街灯や倉庫などの契約口数を含み、実際の住宅戸数とは異なる）の停電が発生した。

○また、12 月 18 日には、吉川区尾神地区（2 世帯）で最長 58 時間 31 分（18 日午前 4 時 36 分～20 日午後 3 時 7 分）にも及ぶ停電が発生した。



【吉川区倒木による停電】

2 道路状況

○国道 8 号では 1 月 9 日午後から大雪の影響により相次いで立ち往生が発生した。特に名立区から有間川付近までの海岸沿いの区間では 約 250 台の立ち往生が発生した。

○他の幹線道路では、連続する降雪により、すれ違い困難な状況が発生し、団地内などの生活道路では、雪押し場がなくなり 1 月 9 日深夜からの早朝除雪では除雪困難な路線も多く発生した。

○市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校は 1 月 12 日から長期にわたり臨時休園・休業をせざるを得ない状況となった。

○物流にも影響を及ぼし、一部のスーパーやコンビニエンスストアなどでは、品薄状態となった。

○道路機能を通常どおりに回復し、市民生活、経済活動を早期に安定化させるため、車道拡幅除雪や歩道除雪に加え、市内各所で道路外に雪を搬出する「排雪作業」が必要となった。



【茶屋ヶ原付近の立ち往生の状況】



【木田一丁目地内 除雪困難となった生活道路】

3 人的被害

○昨冬の除雪作業中の事故による被害者は 60 人で、このうち死亡事故が 5 件発生している。年齢では、60 歳以上の割合が 47 人と約 8 割を占めている。事故別では、屋根の雪下ろし中の転落事故が 25 件と最多となった。

＜人的被害の内訳＞ (3 月 31 日現在)

死亡	重傷	軽傷	計
5 人	21 人	34 人	60 人



【南本町一丁目地内 倒壊した空き家】

4 建物被害

○異常降雪が発生した当初、強風による屋根の剥離や窓ガラス破損などが多く発生。その後、降り続く雪の重さで住家や空き家の倒壊や軒先の屋根の破損、カーポートや倉庫等の損壊なども多く発生した。

＜建物被害の内訳＞

(3 月 31 日現在)

建物区分	全壊	半壊・中規模半壊 ・大規模半壊	準半壊	一部損壊	計
住家	1 棟 ※	3 棟	1 棟	201 棟	206 棟
非住家	81 棟	14 棟	12 棟	170 棟	277 棟
計	82 棟	17 棟	13 棟	371 棟	483 棟

※寺町三丁目（屋根雪でバレー教室の建物が倒壊。負傷者なし）

5 融雪による市道の被害

○融雪に伴う異常出水により、例年に比べ被害が増加した。

＜融雪災害（市単独事業）の発生件数＞

(5 月 31 日現在)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生件数	9 件	13 件	10 件	3 件	27 件
復旧費	8,352 千円	6,812 千円	8,289 千円	1,295 千円	23,108 千円

※令和 3 年度の復旧費は見込み額

＜融雪災害（国庫補助事業）の発生件数＞

区域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合併前上越市	- 件	- 件	- 件	- 件	2 件
大島区	- 件	- 件	1 件	- 件	- 件
浦川原区	- 件	- 件	1 件	- 件	- 件
板倉区	1 件	- 件	- 件	- 件	- 件
合計	1 件	0 件	2 件	0 件	2 件
復旧費	9,515 千円	0 千円	91,764 千円	0 千円	52,151 千円

※令和 3 年度の復旧費は見込み額

被災状況



【高住地内】

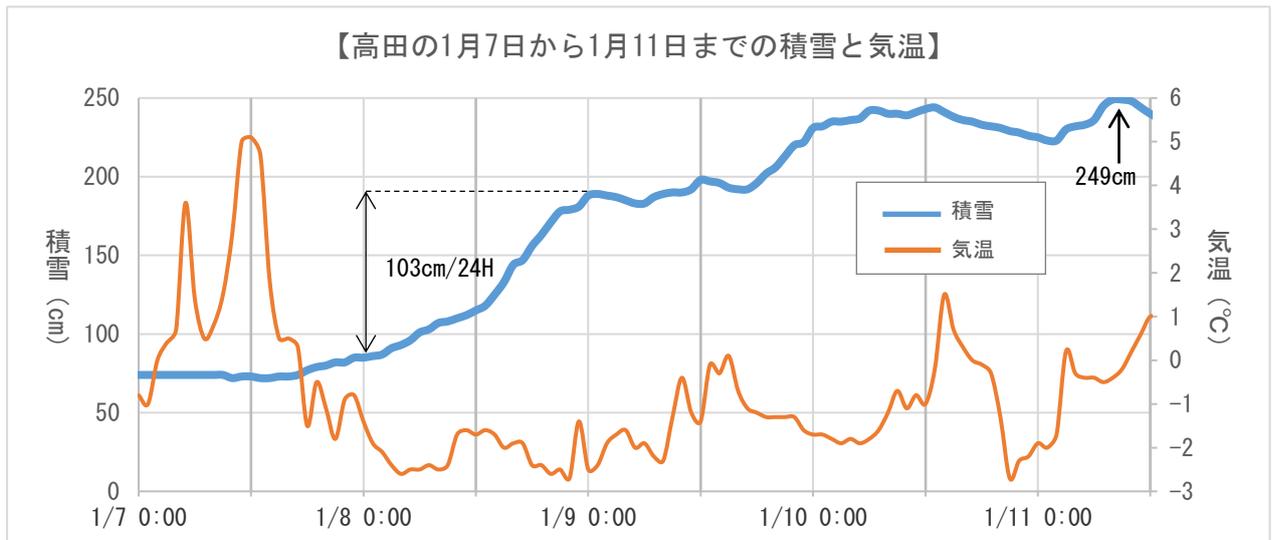


【儀明地内】

I 道路除排雪

1 全般

- ・昨冬は昭和 61 年以來、35 年ぶりの記録的な大雪に見舞われた。高田市街地では 1 月 8 日(金)の 24 時間降雪量が観測史上 1 位となる 103 cm を記録し、1 月 8 日(金)から 11 日(月・祝)にかけて日中の気温が氷点下を下回る日が続いた。この強烈な寒波と想定を上回る短期間での積雪急増は、人的にも機械的にも除雪作業能力を大幅に超えるものであり、市街地では車道及び歩道の走行歩行不能路線が発生するなど、市民の暮らしや経済活動に多大な影響を及ぼした。



■ 市道の状況 (1月11日撮影)



【市道市役所大通大豆線 (木田一丁目地内)】
〔 片側 2 車線の幹線道路が 1 車線しか確保できない状況 〕



【市道市役所前通線 (木田一丁目地内)】
〔 路肩への堆雪により車両が通行できず排雪作業が必要な状況 〕

2 道路除排雪の状況 (経過)

(1) 車道除雪

- ・1 月 7 日(木)午後からの降雪に対し、全除雪事業者が 8 日(金)深夜から早朝除雪を実施した。
- ・8 日(金)は幹線道路を中心に日中除雪を実施したが、降雪が続いたため、夕方には圧雪となる状態が各地で発生した。

- ・北陸自動車道、上信越自動車道では、1月8日（金）から数日間通行止めになった。また、国道8号、国道253号及び県道新井柿崎線等では、大型車の立ち往生などが発生した。
- ・9日（土）深夜からの早朝除雪では、除雪機械の排雪板を上回る積雪量と前日までの除雪による堆雪、放置車両などにより、市街地の多くの道路で除雪が不能となった。
- ・11日（月・祝）までの間は、日中でも気温が上がらず氷点下が続いたため、道路上の圧雪状態を解消できず、道路脇の堆雪による幅員減少に加え、車両のすれ違いや走行が困難な状況になった。また、狭隘な道路では雪の押し場がなくなり、これ以上かき分け除雪を行った場合、家屋の塀等を破損する恐れが生じたため、除雪車が入ることが困難となり、走行不能路線が多く生じた。
- ・走行不能路線の解消に向けて、排雪用のダンプトラックを円滑に通行させるため、雪捨て場に通じる幹線道路から除排雪作業を実施し、排雪用道路を確保した後、生活道路の排雪作業に移行した。

<走行不能路線の発生>

生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）：全2,705路線のうち2,239路線（1月10日時点）

<走行不能路線の解消>

1月20日（水）生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）の走行不能解消



(2) 歩道除雪

- ・幹線道路を中心に車道の通行確保を優先する必要があるため、歩道除雪が実施できない路線や車道の雪を一時的に歩道に堆雪した路線が多く生じた。
- ・車道の走行不能を解消した除雪事業者から、順次、小・中学校の再開に向け通学路になっている歩道除雪を先行して実施し、引き続きその他の歩道除雪を実施した。
- ・走行不能が解消された1月20日（水）時点では、合併前上越市、大潟区、頸城区を除く11区の区域において通学路の歩道除雪が完了した。
- ・大潟区では1月25日（月）、頸城区では1月26日（火）、合併前上越市では1月28日（木）に通学路の歩道除雪が完了した。





(3) 情報発信

- ・除雪車の稼働状況については、市ホームページから「除雪車稼働状況」サイトにリンクを設定していたが、道路除雪管理システムにアクセスが集中したことにより、通信エラーが発生し、除雪車の位置情報が一時的に閲覧できない状況が生じた。
- ・1月16日(土)には、走行困難・不能路線の状況を取りまとめた図面を市ホームページに掲載するとともに、部課長等による記者説明会を開催し、除排雪作業の進捗による解消状況を日ごとに公表した。
- ・市ホームページ、安全メール、エリアメールなどを通じて「不要不急の外出自粛のお願い」、「除排雪作業の見通し」などの情報を発信した。
- ・総合事務所では、除雪作業の遅れや国道の除雪に伴う交通規制、ごみ収集の休止、小・中学校の休校、バスの運休、公共施設の休館、風雪による停電等について、適宜、防災行政無線を使用し、地域住民へ周知を行った。一方、区内の一部において、放送が入らない、雑音が入り聞き取りにくいとの声が寄せられ、電波が受信しづらい状況があった。

(4) 除雪事業者の体制

- ・例年並みの降雪に十分対応できる除雪事業者 100 者、除雪機械 456 台の除雪体制により、市道約 1,765 km、公共施設約 520 か所の除排雪作業を行う計画とした。

(5) 合併前上越市の区域内の雪捨て場の開設状況

- ・降雪による排雪作業に対応するため、11 か所を順次開設した。

	区 分	場 所	面積	期 間
①	公共	新南町敷地 (中央病院付近)	1.3 ha	12月24日(木)～1月14日(木)
②	公共	上越高田 I C 向橋敷地	1.7 ha	12月24日(木)～2月5日(金)
③	公共	今池橋 関川河川敷 (下流右岸)	0.3 ha	12月27日(日)～2月26日(金)
④	公共・一般	上越大橋 関川河川敷 (下流右岸)	3.6 ha	1月5日(火)～2月19日(金) 1月22日(金)～31日(日)夜間 対応 1月26日(火)～ 公共受入禁止
⑤	公共・一般	船見公園駐車場	1.0 ha	1月7日(木)～3月6日(土)
⑥	公共	春日山橋 関川河川敷 (上流右岸)	2.5 ha	1月18日(月)～29日(金)
⑦	公共	南部産業団地	3.2 ha	1月22日(金)～2月20日(土)
⑧	公共・一般	謙信公大橋 (上流左岸)	1.4 ha	1月23日(土)～2月27日(土) 1月27日(水)～ 一般受入開始
⑨	公共	謙信公大橋 (下流右岸)	1.3 ha	1月26日(火)～2月17日(水)
⑩	公共・一般	やぶの川辺公園	1.6 ha	1月27日(水)～2月14日(日) 1月29日(金)～ 一般受入開始
⑪	公共	上越総合運動公園 西側敷地	2.5 ha	1月28日(木)～2月13日(土)
	合計	11 か所	20.4 ha	

※「公共」とは県道や市道等の公共除排雪作業に関する事業者の受入

※「一般」とは民有地等の公共除排雪作業以外（民間事業者等）の事業者等の受入



【④雪捨て場（上越大橋 関川河川敷）】
（関川下流右岸から上流側を望む）



【⑤雪捨て場（船見公園駐車場）】
（海側から公園側を望む）

【雪捨て場位置図】



3 国道、県道等の管理者との連携

- ・1月10日(日)からの道路の除雪不能当の状況を踏まえ、臨機に国、県と協議や調整を行い、優先順位を付けて除排雪作業を進めた。
- ・また、道路除雪等が困難な集落については、あらかじめ県の補助事業を基本とした当該集落への除雪等の業務委託により、道路等の除雪作業を実施した。

(1) 国との連携

- ・高田河川国道事務所に対し1月13日(水)、えちごトキめき鉄道の融雪用燃料基地(直江津駅南側)に通じる市道の除排雪の応援を要請した。(同日中に終了)
- ・同事務所に1月15日(金)、関川沿いの雪捨て場に通じる堤防(管理道路)約2.3kmの除雪の応援を要請した。(1月20日(水)実施)

(2) 県との連携

- ・走行不能路線の早期解消を図るため、ロータリー除雪車が必要となったことから、市と県の所有機械を相互に貸与し、一部路線で道路除雪を実施した。(市と県の除雪事業者が同一の場合は、除雪事業者内で除雪機械を調整)

<市所有機械を県に貸与>

使用月日	1月14日(木)・15日(金)
除雪機械	車道用ロータリー1台

<県所有機械を市が借用>

使用月日	1月16日(土)~20日(水)	1月16日(土)・17日(日)	1月16日(土)~22日(金)
除雪機械	車道用ロータリー1台 小型ロータリー2台	車道用ロータリー2台 小型ロータリー2台	小型ロータリー1台

(3) 除排雪委託契約事業者以外の団体との連携

- ・市街地では、狭隘道路の除排雪が特に困難を極めたため、上越市管工事業協同組合に狭隘道路等の除排雪作業を依頼した。

作業期間	1月22日(金)~2月4日(木)
作業町内会数	16町内会
作業内容	狭隘道路の除雪、車道・歩道・交差点の排雪

(4) 集落との連携

- ・県の補助事業である「*冬期生活安全・安心確保事業」を実施した。

※冬期生活安全・安心確保事業

「住民の高齢化率が50%以上」、「世帯数が30世帯未満」、「集落内道路の未除雪区間が市道を除いて概ね1km以上」といった要件を複数満たす集落を原則として対象とする中、集落内の主要生活道路や公共性のある建物・設備周辺の除雪、集落内世帯の除雪支援といった業務に、集落内の住民や集落ご由縁のある担い手から従事いただく事業

- ・昨冬においては、集落内の道路除雪や指定緊急避難場所である建物の屋根雪下ろし、消火栓回りの除雪、高齢者世帯の住宅周辺での除雪支援などに11集落で延べ1,440時間行われた。

4 消融雪施設

(1) 消雪パイプ

- ・消雪パイプの能力を超えた降雪量や水量不足により、通行不能が生じた路線は、除雪機械による除排雪作業を行った。

(2) 地盤沈下注意報等の発令状況

- ・県は、地下水位の低下が発令基準に達したため、12月18日(金)正午に「地盤沈下注意報」を発令した。さらに、1月2日(土)正午には「地盤沈下警報」を発令した。
- ・地盤沈下警報の発令を受けて、消雪パイプを設置している道路では、機械除雪への切り替えや散水量の抑制を行った。

<地盤沈下注意報等の発令基準>

区 分	高田G2観測井 (城北中学校)	高田城址公園観測井 (高田城址公園)
地盤沈下注意報	△6m超	△5m超
地盤沈下警報	△8m超	△7m超

※左表の観測井における午前10時の地下水位の観測値(令和2年12月1日(火)の値を0とした地下水位)が基準を超えて低下し、大雪注意報又は警報の発令状況や、降雪状況から地下水位の低下傾向等が継続すると認められるとき

※令和3年3月31日(水)をもって地盤沈下警報を解除

5 共助の取組

(1) 町内会・自主防災組織等による共助の取組

- ・大雪により、車道及び歩道の走行不能や歩行困難路線が発生したことから、地域住民の共助による市道等の除排雪作業が多く行われた。
- ・5月20日(木)から6月4日(金)までの間に全町内会長を対象に実施した調査では、回答総数(691件)の約半数で、独自の除雪作業が行われ、町内会館や市道などを中心に町内会の役員が除雪作業を行っていることが確認できた。

6 除雪費

(1) 市道除雪の支出額

- ・令和2年度市道除排雪委託料 約54億円(速報値)
 - (参考) 当初予算額 22.9億円
 - 補正予算額(1月13日専決) 20.0億円
 - 補正予算額(3月補正) 13.1億円
 - 執行残額 △約2.0億円
- ・過去の除排雪委託経費(決算額)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
16.6億円	20.5億円	36.6億円	22.3億円	14.1億円

- ・春先除雪(令和3年4月~5月)の市道除排雪委託料 約1.3億円(令和3年度予算)

7 市民意見等

○昨冬の大雪には、8,866 件の電話等が市に寄せられた。主な内容は次のとおりであった。

- ・除雪車が来ない。いつ除雪車がくるのか。
- ・玄関や車庫の前に雪を置かないでほしい。

○5月20日(木)から6月4日(金)までの間、全町内会長を対象とした「大雪に関する調査」では、次のような意見が寄せられた。

- ・短期間の降雪で不可抗力な部分があったと思うが、市には的確な情報の発信により住民への不安解消に努めてほしい。
- ・住民所有の除雪機で車1台が通行できる程度の道路幅を確保できる体制を作りたいと思っている。こうした場合の費用を助成してほしい。

8 除雪事業者及び、国県市の検証・対策検討会議の意見

○6月に実施した除雪事業者のヒアリングでは、次のような意見が出された。

- ・一部の除雪事業者では、作業員の交代要員不足により長時間労働が生じた。
- ・雪押し場の確保に苦労した。
- ・除雪車で押した雪により、周囲の建物等に被害が発生する状況があった。
- ・固く凍った厚い圧雪のため、緩まないと除雪作業が進まない。

○国、県、市による大雪の検証・対策検討会議（第1回：3月24日(水)、第2回：5月31日(月)）では、次のような意見が出された。

- ・各道路管理者間における雪害情報の共有や住民、ドライバーへの適時適切な情報発信が不十分であった。
- ・スタック^{*}車両の移動作業中にも降雪が弱まらず、滞留車両も相次いでスタックが発生した。
- ・排雪作業による渋滞や遠い雪捨て場への運搬により、排雪運搬ダンプトラックの効率が大幅に低下した。
- ・幹線道路の除雪を優先したため、生活道路の市道除雪が大幅に遅れた。

わだち

※ スタックとは、雪道で 轍 やくぼみにタイヤがはまり、前にも後ろにも自動車が進まなくなる現象のこと。

【課題】

- ・1月8日(金)から11日(月・祝)にかけて、日中も気温が上がらず氷点下が続く状況で積雪が増加し、車両の通行も相まって車道上が圧雪状態となり、多くのスタック車両が発生したことで幹線道路の除雪効率が著しく低下した。
- ・除雪効率が低下した状況で、市民やドライバーへの情報伝達を効果的に実施できなかったことで、多くの市民やドライバーに不安や心配を与えることになった。
- ・市内全域で異常降雪となったことから、複数の事業者へ同時に多数の除雪作業指示を行う必要があり、電話やFAXを使用した事業者への情報伝達業務に時間を要した。
- ・狭隘道路では、1月8日(金)からの除雪によりかき分けた雪が壁となり、これ以上かき分け除雪を行った場合、家屋の塀等を破損する恐れが生じたため、除雪効率が著しく低下した。
- ・雪押し場が不足したため、除雪作業からダンプトラックで雪を運び出す作業(以下「排雪作業」)に移行したが、排雪作業に必要なダンプトラックの確保に時間を要した。また地域によっては雪捨て場までの距離が遠くなり、排雪作業の効率が低下した。
- ・一部の除雪事業者では、除雪オペレーターの交代要員が十分に確保できず、作業効率の低下につながった。
- ・小型除雪機購入費補助金や一般コミュニティ助成事業を活用した除雪機械の整備を支援する制度はあるが、地域住民が行った道路除排雪作業に対する支援制度が設けられていない。

【今後の対応の方向性】

(1) 異常降雪に備え短期的に取り組むべき事項

ア 市民・ドライバーへの適時適切な情報発信

- ・道路除雪管理システムの改良
- ・国・県・市が連携した情報収集・発信手法の検討

イ 異常降雪の可能性のある気象情報の収集、降雪・積雪及び社会状況を踏まえた異常降雪体制への移行

- ・異常降雪に備えた除雪対策本部体制の整備、排雪体制の強化検討
- ・異常降雪時に対応した幹線道路・狭隘道路の除雪方法の検討
- ・道路管理者間の連携強化
- ・町内会・自主防災組織等による道路除雪に対する支援制度の検討

(2) 冬期道路交通確保のため中長期的に取り組むべき事項

- ・除雪オペレーターの担い手確保
- ・新規除雪事業者の確保
- ・消融雪施設整備計画に基づいた消雪パイプ、流雪溝等の整備・更新
- ・ICT技術を活用した除雪作業の省力化等の推進
- ・異常降雪にも備えた都市の骨格整備
都市計画道路黒井藤野新田線、上越魚沼地域振興快速道路の整備促進

Ⅱ 公共交通

1 バス運行

(1) 運行状況

- ・1月9日(土)～13日(水)の間、全便運休
※東頸バスは1月14日(木)から運行再開、他社は18日(月)から一部運行再開、26日(火)から全路線で運行再開(一部迂回あり)

(2) 主要バス路線及びバス停周辺歩道の確保

- ・バス路線については、普通車が通行可能な道路状況であっても、バスの運行には幅員が不足していたことにより、運休や迂回が発生した。
- ・運行に支障があり、除排雪が必要な箇所をバス事業者から聞き取り、道路管理者(県・市)に対して要請し、優先的に除排雪を実施した。
- ・運行に必要な道路の除排雪が実施済みであっても、バス停周辺の歩道除雪がなされず利用者の待機場所を確保できない場合は運行を再開できないため、歩道についても除排雪を要請して実施した。
- ・除排雪が完了し、市において運行が可能(バスの運行に必要な幅員が確保された)とみなした路線であっても、事業者は、安全に運行するためには更に幅員を確保しなければ運行の再開はできないと判断するケースもあり、市と事業者の間で運行再開の判断に相違が生じる場合があった。
- ・1月16日(土)及び17日(日)の大学入学共通テストの実施に当たっては、専用バスが運行できるよう、運行経路の除排雪を最優先に実施した。

(3) バス事業者への要請

- ・バス事業者において、毎日の運行情報を学校や病院に提供していたが、大雪により休校している学校の中にバス通学の児童・生徒がいる場合は、今後の運行予定の情報が学校再開の一つの判断材料となることから、市からバス事業者に対し、運行予定を早期に学校へ連絡するよう改めて要請した。

2 鉄道運行

(1) 運行状況

- ・JR(信越本線):1月7日(木)～15日(金) 全便運休
- ・えちごトキめき鉄道:1月8日(金)～15日(金) 午前まで 全便運休
※15日(金)午後一部運行再開、16日(土)～ 全線運行再開
- ・北越急行:1月7日(木)～15日(金) 犀潟駅～くびき駅間(9日(土)～11日(月・祝)は十日町駅まで) 運休

■ えちごトキめき鉄道 直江津駅ホーム (1月10日撮影)



(2) 鉄道燃料施設への運搬経路の確保

- ・北陸新幹線の消雪等燃料施設への運搬経路「市道地頭方上中田線」の除雪について、1月10日(日)に糸魚川市経由でJR西日本から依頼があり、1月11日(月・祝)に除雪を実施した。

なお、JR西日本は燃料施設敷地内での燃料の給油に際し、自社で除雪車を用意して対応した。

- ・えちごトキめき鉄道の消雪等燃料施設(直江津駅南側)への運搬経路「市道石橋一丁目駅南区画線」について、1月12日(火)にえちごトキめき鉄道から除雪の依頼があり、除雪事業者の調整に困難を要したが、高田河川国道事務所の協力を得て1月13日(水)に除雪を実施した。

(3) 鉄道事業者への要請

- ・大雪災害に備え、鉄道燃料施設への事前給油を要請した。

3 タクシー運行

(1) 運行状況

- ・運転手が出勤できなかったことや、事業所から幹線道路までの除雪がされていなかったことにより出庫できない車両があったため、稼働台数が少なかった。
- ・降雪ピーク時には、各社数台のみの営業であり、休業した事業者もあった。

4 その他

(1) 市による情報発信・周知

- ・大雪の予報を受けて、事前に市ホームページの各公共交通事業者の運行情報へのリンクを掲載しているページについて分かりやすく更新した。
- ・大学入学共通テストの専用バスの運行について、利用者に対して確実かつ早期に運行予定を周知するため、バス事業者による周知に加え、市においても市ホームページや市公式SNS、報道機関への情報提供により周知を図った。

(2) 国の視察・要望

- ・赤羽国土交通大臣が1月16日(土)に、えちごトキめき鉄道(直江津駅)を含め、当市の大雪による被害状況について現地視察を行った際に、市長から「記録的な大雪に対する支援について」の要望を合わせて行った。
- ・2月9日(火)に当市と十日町市、南魚沼市の3市により、国土交通省で赤羽大臣と面会し、「冬期の公共交通機関の運行確保に対する支援」について要望を行った。

【課題】

(1) バス運行

- ・主要バス路線及びバス停周辺歩道の除排雪に時間を要したことによる運休の長期化
- ・バスロケーションシステムにおける急な運休等への未対応
- ・事業者における出社困難による人員不足

(2) 鉄道運行

- ・踏切周辺の除雪状態の不良
- ・事業者における除雪燃料不足
- ・事業者における出社困難による人員不足

(3) タクシー運行

- ・タクシー事業所から幹線道路間の大雪による通行不能
- ・事業者における出社困難による人員不足

【今後の対策の方向性】

(1) バス運行

- ・道路管理者(県・市)と連携し、バスの運行に必要な除雪を優先的に行う道路を設定し、主要バス路線及びバス停周辺の歩道を確保することを検討
- ・バスロケーションシステムについて急な運休や一部区間運休に対応できるようにするため、システム改修及び運用方法の見直しの検討を市から事業者へ要請
- ・大雪が予報された際の人員体制の確保(乗務員、除雪対応職員)の検討を市から事業者へ要請

(2) 鉄道運行

- ・鉄道の運行に必要な除雪を優先的に行う道路を設定し、鉄道燃料施設への運搬経路を確保することを検討
- ・道路管理者(県・市)と連携し、踏切周辺除雪の改善・踏切の通行止めを検討
- ・鉄道燃料施設への事前給油の検討を市から事業者へ要請
- ・上記のほか、早期運行の再開等に向けた取組の検討を市から事業者へ要請

(内容)

- ・ 人員体制の確保（乗務員、除雪対応職員）
- ・ 鉄道の通勤・通学時間帯優先運行及び運休時のバス等による代替輸送
- ・ 鉄道運休情報の学校等への情報提供

(3) タクシー運行

- ・ 道路管理者（市・県）と連携し、タクシー事業所から幹線道路間の通行に必要な除雪優先道路の設定による通行確保を検討
- ・ タクシー車両の屋内駐車場への避難の検討を市から事業者へ要請
- ・ 大雪が予報された際の人員体制確保（乗務員、除雪対応職員）の検討を市から事業者へ要請

Ⅲ 企業活動

1 事業者、団体等への市の対応経過

月 日	市の対応	被害・影響状況等
1月5日(火)・ 6日(水)	商工会議所、商工会、事業者団体等に被害状況を確認	・資材の納入遅れはあったが、大きな影響、被害なし
1月11日(月・祝) (～16日(土))	事業者、商店街、観光事業者への影響ヒアリング(随時) ※物流に関する影響ヒアリングは、1月11日(月・祝)～14日(木)に生活必需品を取り扱う物流事業者、小売業者、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ガソリンスタンド、卸売市場に毎日確認	・1月14日(木)頃までは、出勤困難社員多数、資材の入荷や製品の出荷が滞り営業休止、時短営業を行う事業者を多数確認 ・一部の事業者においては、道路除雪の遅れによる事業への影響を考慮し、事業所敷地内の除雪と併せて、自主的に道路除雪を実施 ・物流の遅れにより入荷遅延や品薄状況、給油販売制限が発生したが、1月14日(木)頃には通常営業に戻りつつあることを確認
1月19日(火)	一斉屋根雪下ろしについて関係団体等へ周知	—
1月19日(火) ～4月30日(金)	大雪に伴う中小企業者等への金融支援申請受付開始	5件の利用あり

2 物流の遅れに関する市民からの相談

- ・大雪災害対策本部を通じて、買い物への不安に関する相談が数件寄せられたが、大きな混乱は見られなかった。

3 中小企業者等への金融支援制度の創設

新潟県セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)を利用する市内中小企業者等を対象に、次の支援を実施した。

(1) 信用保証料の補給

- ・資金を借り入れる際の信用保証協会に支払う信用保証料の全額を市が負担した。

(2) 借入利子への補助

- ・資金利用者の借入利子の一部を補助した。

補給率：1.0%、2年分(融資額1,000万円分を上限)

【課題】

- ・道路除雪の情報が伝わらなかったことから、事業者が事業の継続や休業の判断を早期にできない状態となり、結果的に人や車の動きが止められず渋滞が発生し、除雪作業の妨げとなった。
- ・異常降雪による道路状況の悪化により、多数の事業者の活動が一時的に停滞した。
- ・食料品やガソリン・灯油などの生活必需品は、入荷が遅れると市民生活に影響が生じることから、予め在庫確保が必要であった。
- ・除雪事業者以外の企業等による除雪協力体制が整っていれば、道路除雪が早期に進められたのではないか。

【今後の対応の方向性】

<平常時>

- ・市は各事業者におけるBCP（事業継続計画）に、大雪災害時の対応を整備するよう呼び掛けるとともに、必要に応じて計画作成セミナーの開催を検討
- ・事業者は大雪災害時の対応を入れたBCP（事業継続計画）の作成と、計画の実行に向けた体制を整備
- ・大雪時の特例として、予め災害時の除雪協力体制を構築するため、除雪事業者以外の企業等から緊急的な道路除排雪に協力していただく仕組みを検討

<大雪警報発令前>

- ・市は市内の事業者団体等を通じて、事業継続に必要な資材の仕入れ調整の呼び掛け及び道路除雪の妨げとならない範囲での不要不急の活動自粛協力の依頼（市民向けの周知と兼ねる）を検討
- ・事業者は大雪災害時のBCP（事業継続計画）に基づいた行動を検討し、必要な資材の仕入れ調整や、最小限の人員体制での事業継続を準備

IV ごみ収集

1 収集の休止、再開等

日付	内 容
1月9日(土)	・一般廃棄物収集運搬委託事業者から、「道路状況の悪化により廃棄物の収集運搬が困難な状況である」と市に連絡あり
1月10日(日)	・1月11日(月・祝)、12日(火)のごみ収集の休止を決定 ・全町内会長へFAXで連絡 ・市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNS、防災行政無線(13区のみ)により市民に周知
1月12日(火)	・一般廃棄物収集運搬委託事業者や総合事務所からの聞き取りを実施 ・全市域において13日(水)～16日(土)の間、ごみの収集を引き続き休止することを決定 ・1月10日(日)と同様の方法で市民に周知
1月15日(金)	・安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区、板倉区で収集再開
1月16日(土)	・清里区で収集再開
1月18日(月)	・諏訪区、和田区、津有区、春日区(中門前町内会を除く)、三郷区、高士区、直江津区(五智地区の町内会を除く)、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、頸城区、吉川区で収集再開
1月19日(火)	・大潟区、三和区、名立区で収集再開
1月20日(水)	・高田区、新道区、金谷区、春日区中門前町内会、直江津区五智地区の町内会、柿崎区で収集再開

2 臨時収集

(1) 目的

- ・ごみ収集の再開が遅れる地域が発生したことから、燃やせるごみ及び生ごみについて、市民の持ち込みによる臨時収集を実施した。

(2) 実施場所

- ・当初、高田区、春日区、直江津区、13区の区域で各1か所ずつ、また、クリーンセンターでの開設を検討したが、18日(月)から、通常の収集が再開できる見込みの地域が当初の想定よりも増加したため、高田区、直江津区、柿崎区及びクリーンセンターで開設した。

(3) 実施期間

- ・1月18日(月)、19日(火)

(4) 周知方法

- ・1月16日(土)に、18日(月)以降にごみ収集再開を予定する地域の全町内会長へFAXにて連絡したほか、市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNS、13区の区域では防災行政無線にて周知した。

(5) 実施状況

- ・2日間合計 持込車両数 1,546 台、徒歩等による持込数 138 人

場 所	1月18日(月)		1月19日(火)	
	持込車両数	徒歩等による持込数	持込車両数	徒歩等による持込数
高田スポーツセンター駐車場	845 台	60 人	—	—
うみがたり第3駐車場	204 台	4 人	—	—
柿崎区資源物常時回収ステーション	230 台	70 人	—	—
柿崎区下黒川小学校	—	—	119 台	1 人
柿崎区夕日の森公園駐車場	—	—	96 台	3 人
上越市クリーンセンター	22 台	0 人	30 台	0 人
合 計	1,301 台	134 人	245 台	4 人

■ 臨時収集の様子



【高田スポーツセンター駐車場】1月18日撮影



【柿崎区資源物常時回収ステーション】1月18日撮影

3 市民からの問合せ及び苦情

- ・「収集の再開日」、「ゴミ収集の休止に関する周知方法」、「クリーンセンターや資源物常時回収ステーションの利用」などについて、市民から多くの問合せや苦情、要望が寄せられた。

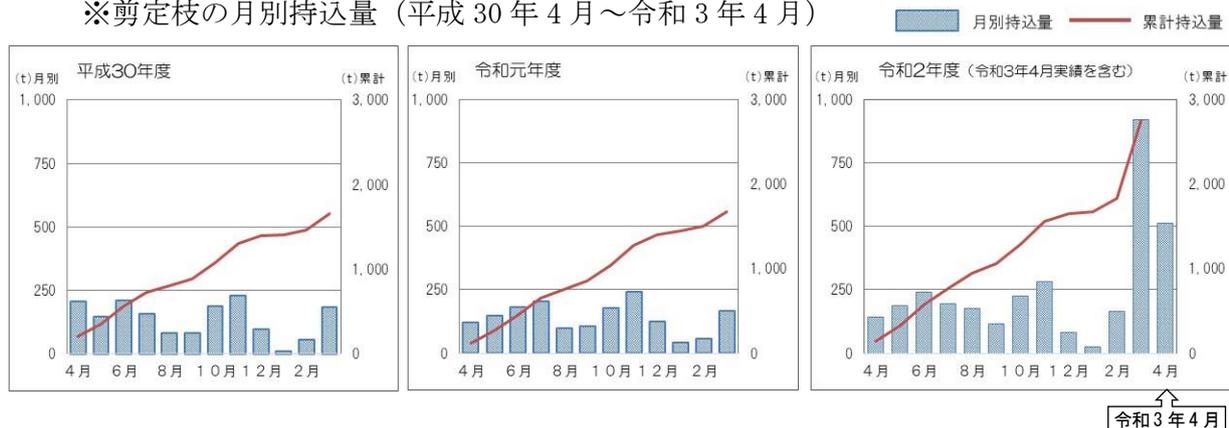
※問合せ及び苦情件数 637 件

4 枝木等の持ち込み量増加

- ・倒木や枝折れ等の被害が発生したことにより、枝木等のクリーンセンターへの搬入が増加し、受付窓口に渋滞が発生した。
- ・4月1日(木)～30日(金)の間、受付時間を延長して対応した。

変更前	変更後
午前8時30分～11時30分 及び 午後1時～4時30分	午前7時30分～正午 及び 午後0時30分～4時30分

※剪定枝の月別持込量（平成30年4月～令和3年4月）



【課題】

- ・ごみ収集の休止や再開に係る市民への情報提供については、町内会長へのFAX、市ホームページ、報道機関への情報提供、安全メール、市公式SNSのほか、13区の区域では防災行政無線により周知を行ったが、特に合併前上越市の市民からの問合せや苦情が多かった。
- ・クリーンセンターや不燃物処理業者など中間処理施設周辺の道路除雪に時間を要したことや、ごみ収集の再開に向け道路除雪の進捗状況を把握が十分にできなかった。

【今後の対応の方向性】

- ・合併前上越市における情報提供について、市民が情報を得やすい手段の検討
- ・クリーンセンターや不燃物処理業者などの中間処理施設周辺の道路除雪の優先的確保や、ごみ収集の再開に向けた道路除雪の進捗把握方法の検討

V 要援護者・要配慮者

1 要援護世帯家屋等の除雪費助成

(1) 制度の概要及び実績

ア 当市の除雪費助成事業

令和2年10月に決定した要援護世帯6,210世帯が対象。各世帯は実績報告書を民生委員・児童委員（以下「民生委員」と表記）経由で市に提出。市は上限の範囲内で各世帯に除雪費を助成。

イ 災害救助法適用時

アの対象者6,210世帯に加え対象を拡大し、自力で除雪できると判断し対象となっていなかった世帯についても文書を送付した結果、6,886世帯を要援護世帯として支援を行った。

市から除雪事業者へ委託し、除雪前後の写真を添付した上で市が直接事業者に支払いを行った。

区分	ア 当市の除雪費助成事業	イ 災害救助法適用時
期間	昨冬全体	1月10日(日)～31日(日)
対象世帯	6,210世帯	6,886世帯
助成世帯	2,777世帯	3,579世帯
支払い方法	個人への助成	除雪事業者への委託
1世帯当たりの上限額	多雪区域 65,600円 その他区域 41,000円	全市一律 137,900円
対象となる除雪の範囲	屋根雪・玄関前・屋根から降ろした周辺の雪・納屋・駐車場など	屋根雪・玄関前
検収の方法	民生委員による現地確認	除雪前後の写真を提出
執行額(速報値)	87,678千円	270,215千円

(2) 災害救助法適用以降の対応（時系列）

日	内容
1月10日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用（1月10日(日)～19日(火)） <要援護世帯への対応> ・災害救助法が適用になったことを電話で既決定世帯6,210世帯に連絡（1月13日(水)まで） <民生委員への対応> ・災害救助法の適用により、除雪費支払い方法が変更になったことを民生委員に電話またはFAXで連絡。
11日(月・祝)	<ul style="list-style-type: none"> <除雪協力事業者への対応> ・登録済みの除雪費助成事業の協力事業者※（299事業者）に対し、除雪費支払い方法の変更をFAXで連絡 ※例年、降雪期前に上限額を定めた作業単価で要援護者の除雪を請け負う「協力事業者」の募集を行い、地域ごとに作成したリストを要援護世帯に配布し、除雪依頼時の活用につなげている。災害救助法の適用直後から、世帯からの協力事業者への電話が殺到し、依頼に応えられない状態となった。
12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <要援護世帯への対応> ・災害救助法適用後の支援内容についての案内を郵送しようとしたが、郵便機能が麻痺していた地域があったため、一部、民生委員経由または職員が配送した（13日(水)まで。計3,750通）。

日	内 容
12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全メールで災害救助法による除雪費助成事業の申請を働きかけ <民生委員への対応> ・13区の区域については職員が案内通知を配達(200人)
13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <要援護世帯への対応> ・県が借り上げた重機の貸し出しについて、全町内会に案内文書を発出した(新潟県事業)。29町内会において重機を活用して要援護世帯の除排雪作業が行われた。(バックホウ26台、ダンプトラック6台、ホイールローダー4台、ブルドーザー1台) <民生委員への対応> ・合併前上越市については13日(水)及び14日(木)に職員が案内通知を配達(224人) <その他> ・ケアマネジャー、地域包括支援センターを通じて要援護者の状況を確認
14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <民生委員への対応> ・災害救助法適用後の除雪費助成について県からの補助金を受けるためには、当初は不要とされていた除雪前後の写真が必須であることを県に確認したことから、改めて民生委員へ電話で連絡(424人) <除雪協力事業者への対応> ・除雪前後の写真が必須であることを登録済みの除雪協力事業者へFAXで周知(299事業者)
15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用期間の延長(1月20日(水)~31日(日)) <民生委員への対応> ・災害救助法の適用期間延長を電話で連絡(424人) <除雪協力事業者への対応> ・災害救助法の適用期間延長を登録済み除雪協力事業者にFAXで連絡(299事業者)
18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <除雪協力事業者への対応> ・高田地区における一斉屋根雪下ろしの実施に伴い、除排雪当日に要援護世帯宅の雪下ろしをする除雪事業者(町内会・個人請負を含む)が不足。新たに除雪事業者を募集するため、要援護世帯への除雪協力を上越市建設業組合に依頼したが既に除雪作業を行っており、新たに要援護世帯の除雪を行うことができないとの回答 <その他> ・災害救助法について町内会長に周知。併せて災害救助法の適用期間延長及び追加の申請が可能であることを周知するため、町内班回覧チラシを送付(21日(木)頃から回覧始まる)
19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <除雪事業者への対応> ・一斉屋根雪下ろしにかかる要援護世帯の雪下ろしを上越商工会議所、商工会等に協力依頼し、51事業者から協力の申出を得た。
20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <要援護世帯への対応> ・合併前上越市の区域の要援護世帯に、大雪により遅滞していた説明文書が配達された(4,440世帯)。
22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <要援護世帯への対応> ・一斉屋根雪下ろしで雪下ろしができない要援護世帯24世帯と除雪協力事業者をマッチング
23日(土) 24日(日)	高田地区一斉屋根雪下ろし

【課題】

(1) 要援護世帯への連絡について

- ・1月10日(日)以降、通常時に市の単独事業として行う除雪費助成事業と災害救助法適用時の制度の違いについて、対象者に主要な内容を電話で連絡したが、十分に内容が伝わらず、民生委員への照会が殺到した。
- ・大雪による郵送遅滞により、災害救助法適用による制度の案内文書等の配達に時間を要した。
- ・要援護世帯に送付した案内文書の内容が、分かりにくいとの声があった。

(2) 民生委員等への依頼について

- ・民生委員よりも先に要援護世帯への電話連絡を優先したため、民生委員が要援護世帯からの問合せに対応できない場面があった。
- ・災害救助法適用に伴う要援護世帯への市の対応について、町内会長への情報提供が遅かった。
- ・大雪のため、十分に活動できなかった民生委員も見られた。

(3) 除雪協力登録事業者等の対応について

- ・除雪費助成事業対象者に「除雪協力事業者リスト」を送付していたが、リストに掲載した事業者に除雪の依頼が集中し、対応しきれない状態が発生した。
- ・協力事業者(299事業者)には1月11日(月・祝)に災害救助法適用後の対応についてFAXで連絡したが、協力事業者登録外の事業者へは伝える手段がなかった。

【今後の対応の方向性】

- ・災害救助法適用時の要援護世帯への対応について、要援護世帯を始め、民生委員や町内会等へのわかりやすい事前周知
- ・緊急時の要援護世帯や民生委員等への連絡体制の見直し
- ・町内会や自主防災組織の活用検討
- ・社会福祉協議会や地域包括支援センター、介護事業所による対応協力の検討
- ・新規協力事業者の開拓

2 定期的な通院が必要な人工透析患者等要配慮者への対応

(1) 人工透析に係る通院が困難な場合の対応

- ・市内 4 か所の人工透析医療機関における通院患者の受入れ状況を確認し、実態把握を行った。
- ・生活保護世帯については、ケースワーカーが個別に対応した。

(2) かかりつけ医への通院が困難な場合の対応

- ・内服薬の不足など治療中断につながるような案件については、職員が相談対応を行った。

【課題】

- ・定期的な通院が必要な要配慮者が確実に受診することができる環境づくりについて検討する必要がある。
- ・昨冬の大雪を踏まえ、通院手段の確保について改めて検討・準備しておくよう市民へ呼び掛ける必要がある。

【今後の対応の方向性】

- ・定期的な通院が必要な要配慮者の通院支援体制の構築

VI 保育園・学校等

1 保育園

(1) 公立保育園の休園、再開に際し考慮した事項

- ・出勤可能な職員数の把握
- ・通園路の安全確認
- ・通園バスの運行再開。悪路については、保護者送迎を依頼
- ・保育園敷地内の除雪
- ・給食の提供（食材搬入、代替対応、給食調理員の出勤）

(2) 保育園休園状況

- ・公立保育園 全 38 園
1月12日(火)、1月13日(水) 全園休園
1月14日(木)から全園再開
- ・私立保育園等 全 21 園
1月12日(火)、13日(水) 全園休園
1月14日(木) 15園再開 (6園休園)
1月15日(金) 17園再開 (4園休園)
1月18日(月)から全園再開
- ・病後児保育室 全 2 施設
1月12日(火)、13日(水) 休園
1月14日(木)から全園再開

(3) 公立保育園給食状況

- ・1月14日(木)
予定どおり提供 (26園)、一部変更して提供 (10園)、家庭からの弁当で対応 (2園)
- ・1月15日(金)
予定どおり提供 (32園)、一部変更して提供 (3園)、家庭からの弁当で対応 (3園)
- ・1月18日(月)
予定どおり提供 (全園)

(4) 保育園休園の周知

- ・公立保育園については、1月12日(火)の休園は10日(日)に、1月13日(水)の休園は11日(月・祝)にそれぞれ保護者に一斉メール及び電話で連絡した。

(5) 保育園再開に向けての周知

- ・公立保育園については、保護者に一斉メール及び電話で周知した。
- ・私立を含む市内の保育園の再開状況を市ホームページ及び報道機関等を通じて連絡した。

(6) 保育料等の取扱い

- ・大雪に伴い、本来の開園日に休園した期間の保育料は全て還付し、給食費を減額した。
公立：1月12日(火)、13日(水)
私立：1月12日(火)、13日(水)は全園
1月14日(木)、15日(金)は閉園した園のみ
- ・休園した期間以外でも、大雪により登園できなかった日の保育料は還付し、給食費は減額した。
- ・大雪により通園バスが運行できなかった期間の分担金は、日割により減額した。
- ・大雪に伴い交通機関の乱れ等が生じたことにより、認定された保育時間を超えて利用した場合の延長保育料は無料とした。

(7) 休園期間の問合せ対応

- ・休園した期間においても、保育が必要となる保護者からの問合せに対しては、個別に相談対応を図るとともに、休園に対する代替方法を調整した。

(8) 保育園での屋根雪除雪の状況

- ・近隣園からの応援による保育園士が複数人で除雪
12月28日(月)から1月28日(木)にかけて公立保育園12園で延べ23回実施



【うらがわら保育園での屋根雪下ろし】

1月13日撮影

- ・業者による除雪
1月19日(火)から1月31日(日)にかけて公立保育園6園で実施

(9) 私立保育園等への支援

- ・私立保育園13園、認定こども園3園に対し、市道の除排雪を実施する事業者等による排雪に関する支援を行った。

【課題】

(1) 休園

- ・保育園児と小・中学生のきょうだいを持つ保護者の勤務先における休暇取得等に支障を来さないようにするため、休園決定のタイミングと休園日数は、学校と調整して決定する必要がある。
- ・道路除雪の進捗状況に地域差があり、各保育園で通園環境が異なっていたことから、休園後の再開は、全園一律ではなく、個別の状況で判断することも考えられた。

(2) 職員への連絡

- ・連絡網による電話連絡では時間を要したが、メール等で行った際には伝達が迅速に行われた。

(3) 保護者への連絡

- ・メールの未登録者への対応やメール開封の確認機能の検討が必要である。
- ・休日の対応を想定する必要がある。

(4) 職員出勤

- ・職員の応援が必要な園と不要の園等の情報を共有できる仕組みづくりが必要である。
- ・園長が登園できない場合の指示体制が徹底されていなかった。

(5) 除雪関係

- ・除雪道具・除雪機等が不足し、除雪作業が進まなかった園がある。
- ・職員が安全に除雪作業をするための研修が必要である。

【今後の対応の方向性】

- ・道路管理者と連携し、通園路の安全確保策を検討
- ・除雪機が配備されていない園の対応などの検討

2 学校等

(1) 学校等の休業、再開に際し考慮した事項

- ・児童生徒が徒歩通学するための通学路の除雪の状況（歩道、その他通学路）
- ・公共交通（路線バス、鉄道）の運行状況、スクールバスの運行状況
- ・通学路の一部変更、集団登下校の実施による安全確保
- ・教職員の引率、立哨等による安全確保
- ・保護者、安全パトロール、見守り隊、地域の協力等による安全確保
- ・学校敷地内の除雪状況と通勤可能な教職員数
- ・給食の提供（食材搬入、給食調理員の出勤）

(2) 市立小・中学校（小学校 全 50 校、中学校 全 22 校）

- ・1月7日(木) 大瀧区、頸城区の一部でスクールバス運行遅延が発生
- ・1月8日(金) 臨時休業…小学校 8 校（放課後児童クラブを臨時開設）
始業、終業時間を変更…小学校 10 校、中学校 8 校 計 18 校
- ・1月12日(火)～19日(火) 全小・中学校を臨時休業
※小学校 2 校（東本町小学校、有田小学校）は、1月20日(水)まで休業
※1月13日(水)～15日(金)、18日(月)、19日(火) 放課後児童クラブを臨時開設

(3) 市立幼稚園（全 1 園）

- ・1月12日(火)～19日(火) 休園

(4) 教育委員会

- ・各学校の通学路の除雪状況や安全点検結果を踏まえ、国・県・市の道路管理者へ個別具体的な路線を示して早期の除雪を要請するとともに、道路管理者と連携し、通学路の安全確保に努めた。

(5) 学校再開時の安全確保

- ・教職員による安全パトロールの実施
- ・P T A、交通安全協会、地域住民による見守り活動、立哨指導を強化
- ・車道を歩く箇所など危険箇所については、教職員等が引率
- ・安全メールや市ホームページでドライバーへ安全運転の励行を呼び掛け
- ・通学路沿いの家庭や事業所に見守り活動の協力の呼び掛け

(6) 情報発信

- ・各学校の状況には地域差があることから、学校ごとに休業継続、始業時間繰り下げ、終業時間繰り上げ等を決定し、児童生徒、保護者にP T Aメールで連絡するとともに、市ホームページ及び報道機関等による情報発信により周知した。

(7) 私立等幼稚園

- ・1月12日(火)～13日(水) 休園…1園
- ・1月12日(火)～15日(金) 休園…4園
- ・休園なし…1園

(8) 私立幼稚園への支援

- ・私立幼稚園3園に対し、市道の除排雪を実施する事業者等による排雪に関する支援を行った。

【課題】

- ・大雪災害時における通学路の危険箇所を把握し、降雪前に道路管理者等に除雪の際の配慮を依頼しておくとともに、あらかじめ迂回路を検討しておく必要がある。
- ・大雪災害時の登下校に備え、教職員の立哨や安全パトロール及び学校敷地内の除雪の体制を確保しておくとともに、保護者や地域住民への見守り等の協力を依頼しておく必要がある。
- ・通学に利用されている公共交通（路線バス、鉄道）が、児童生徒の乗車中における降雪・積雪による路線環境の悪化のため運行不能になるなどの緊急事態発生時において、交通事業者から乗車している児童生徒の通学する学校等へ連絡を入れてもらうよう公共交通機関と連携を図っておく必要がある。

【今後の対応の方向性】

- ・児童生徒の安全安心の確保に最大限配慮し、適切な休業、始業時間繰り下げ、終業時間繰り上げ等の措置を講ずるとともに、関係機関及び関係者と協力しながら通学路の安全を確保

3 子育て関連施設

(1) 子育て関連施設の休館、再開に際し考慮した事項

- ・施設や駐車場の除雪状況
- ・保育園や小学校等の休園・休業及び再開の状況
- ・出勤可能な職員数の把握

(2) 子育て関連施設休館状況

- ・市民プラザこどもセンター
1月10日(日)～13日(水) 臨時休館
- ・オーレンプラザこどもセンター
1月10日(日)～15日(金) 臨時休館
1月21日(木)～27日(水) 一斉屋根雪下ろしに伴い、プレイルームのみ臨時休館
- ・子育てひろば
1月12日(火)・13日(水) 臨時休館 *一部、1月22日(金)まで臨時休館
- ・児童館・こどもの家
1月12日(火)～19日(火) 臨時休館 *一部、1月20日(水)まで臨時休館
- ・南三世代交流プラザ
1月10日(日)～19日(火) 臨時休館

(3) 休館・再開の周知方法

- ・市ホームページ及び報道機関のほか、子育て情報専用のホームページ（子育て応援ステーション）やTwitter、メールマガジンにより周知した。

(4) 施設の除雪

- ・施設の再開に向け、職員及び学校職員による屋根雪の除雪を行った。
1月13日(水) 富岡児童館・諏訪児童館
1月15日(金) 高志児童館

(5) オンラインによる交流の場の臨時開設

- ・オーレンプラザこどもセンターにおいて、「大雪だ！子どもとどんな風に過ごしている？」をテーマに、オンラインによる交流の場を臨時開設した。
1月19日(火) 午後3時～午後4時
1月20日(水) 午前10時～午前11時
1月22日(金) 午前10時～午前11時

【課題】

(1) 休館

- ・休館のタイミングと休館日数は、委託団体等や併設する施設、保育園・小学校の関係課と情報を共有する必要がある。

(2) 除雪関係

- ・屋根雪除雪について、除雪作業が市内で集中し、民間業者への委託ができなかった。
- ・職員が使用する除雪道具等が不足していた。

【今後の対応の方向性】

- ・施設の開設判断に関する早めの周知
- ・こどもセンター等の閉鎖が長期化する場合は、オンラインによる交流の場や相談の場を開設

大雪に伴う保育園、小・中学校及び幼稚園の臨時休園・休業等の状況（時系列まとめ）

	市立保(38園)	私立保(21園)	市立小・中(72校)	市立幼(1園)	私立等幼(6園)	備考
1月7日(木)						
1月8日(金)			臨時休業:8校(小8) 始・終業変更: :18校(小10、中8)			
1月9日(土)						
1月10日(日)						災害救助法適用
1月11日(月・祝)						
1月12日(火)	臨時休園: :全園一斉 病後児保育室(2施設)	臨時休園: :全園一斉	臨時休業: :全校一斉	臨時休園: :全1園	臨時休園: :5園	
1月13日(水)						
1月14日(木)		臨時休園(継続): :6園				
1月15日(金)		臨時休園(継続): :4園				
1月16日(土)						
1月17日(日)						
1月18日(月)						
1月19日(火)						
1月20日(水)			臨時休業(継続): :2校(東本町小、有田小) 始・終業変更: :19校(小14、中5)			
1月21日(木)			始・終業変更: :18校(小13、中5)			
1月22日(金)						
1月23日(土)		和同保育園: :希望保育				一斉屋根雪下ろし
1月24日(日)						
1月25日(月)		高田大谷保育園: :時間短縮	高田地区一斉屋根雪下ろしに伴う迂回路通学: :区域内11校(小7、中4)のうち3校(小3)	高田地区一斉屋根雪下ろしに伴う臨時休園: :全1園		一斉除排雪
1月26日(火)						
⋮						

Ⅶ 一斉屋根雪下ろし

1 全般

(1) 昨冬は1月11日(月・祝)に令和2年度の最大積雪深となる249cmを記録するなど、昭和61年以来、35年ぶりの記録的な大雪となった。

高田市街地においては、1月9日(土)に一斉屋根雪下ろしの目安となる屋根雪の積雪深140cmを超えたことから、関係町内会等と協議し、平成23年度以来、9年ぶりとなる一斉屋根雪下ろし・排雪を1月23日(土)から実施した。

◆一斉雪屋根雪下ろしの目安

屋根雪の積雪深140cm以上、または積雪重量420kg/m²

◆測定結果(測定箇所4か所のうち仲町三丁目町内会館の測定結果)

区 分	測定日	積雪深(積雪重量)
測定開始時	1月9日(土)	165cm(295.8kg/m ²)
積雪深ピーク時	1月11日(月・祝)	235cm(350.6kg/m ²)
積雪重量ピーク時	1月17日(日)	115cm(405.4kg/m ²)

2 一斉屋根雪下ろし・排雪

(1) 実施までの経過

月 日	主 な 対 応
1月9日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回大雪災害対策本部会議の開催 ・屋根雪重量測定を開始(～19日(火)まで)
1月10日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・雪捨て場運搬路の確保に向け、県と除雪体制について打合せ
1月11日(月・祝)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回大雪災害対策本部会議の開催 ・高田地区の一斉屋根雪下ろし実施を決定(実施日は未定)
1月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉屋根雪下ろしの町内意向調査を開始
1月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長記者会見 →23日(土)からの高田地区の一斉屋根雪下ろしの実施を公表
1月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・排雪事業者(5事業者)と調整開始 ・部局長による記者説明会において、直江津地区の一斉屋根雪下ろしの未実施を公表
1月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議の開催 →一斉屋根雪下ろし実施世帯の取りまとめ、空き家の確認等を依頼 雪下ろし実施路線の決定 ・幹線道路(特1種(重点))の走行困難解消
1月16日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・排雪事業者と排雪作業計画の作成
1月17日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・排雪作業に伴う交通規制計画の作成

月 日	主な対応
1月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回大雪災害対策本部会議の開催 →雪下ろし・排雪期間及び交通規制区間を確定 ・排雪対策連絡会議の開催（警察、消防、電力会社、公共交通機関など）
1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議の開催 →市民周知用チラシの配布、日程周知
1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、県職員の動員計画の作成 ・生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）の走行不能解消 ・運搬路の排雪作業完了
1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・雪下ろし実施前の状況写真の撮影
1月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・前日準備
1月23日(土)	★一斉屋根雪下ろし開始（・24日(日)）
1月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ★排雪作業開始（～27日(水)） →25日(月) 午前8時30分から開始し、27日(水) 午後2時30分に終了 ※上越大通り（南本町地内）及び稲田橋～稲田交差点間は、23日（土）・24日（日）の屋根雪下ろしと同日に排雪を実施

(2) 屋根雪下ろし

<一斉屋根雪下ろし対象数・実施数>

区分	全 体		
		うち要援護世帯	うち空き家
対象数	約 3,000 軒	532 世帯	195 軒
実施数	989 軒 (33.0%)	229 世帯 (43.0%)	127 軒 (65.1%)

■ 屋根雪下ろしの状況（1月23日撮影）



【屋根雪下ろし作業状況】
（南本町三丁目地内）



【屋根雪下ろし完了】
（南本町三丁目地内）

(3) 排雪

- ・1月25日(月)午前8時30分から開始し、27日(水)午後2時30分に終了した。
※上越大通り(南本町地内)及び稲田橋～稲田交差点間は、23日(土)・24日(日)の屋根雪下ろしと同日に排雪を実施した。
- ・事前に町内会から確認した計画延長約22kmに対し、実施延長は約19kmとなった。
- ・排雪事業者 : 5事業者
- ・使用機械台数 : 除雪機等延べ84台、ダンプトラック延べ301台
- ・排雪量 : 23,746 m³ (ダンプトラック3,253台分)
- ・排雪経費 : 64,326千円(452円/m) ※()内は負担金の額
(参考)平成23年度実施 : 53,997 m³、68,618千円(677円/m)
平成22年度実施 : 28,061 m³、40,679千円(463円/m)
- ・県職員延べ248人(交通誘導員 : 延べ240人、コールセンター : 延べ8人)、市職員延べ415人(交通誘導員等 : 延べ323人、コールセンター : 延べ92人)を動員した。
- ・問合せに対応するためコールセンターを設置し、市民などから937件の問合せがあった。

<主な問合せ内容と件数>

内 容	件 数	割 合
交通規制に関すること	721件	76.9%
駐車場に関すること	37件	4.0%
費用負担・助成に関すること	26件	2.8%

■ 排雪作業の状況(1月25日撮影)



(南本町三丁目地内)



(東本町二丁目地内)

(4) 雪捨て場

- ・高田地区の近隣4か所(上越総合運動公園^{※1}、高田城址公園南堀^{※1}、やぶの川辺公園^{※1}、上越高田I C^{※2})の利用
※1 : 一斉屋根雪下ろし用に開設
※2 : 道路排雪用で開設済の雪捨て場を利用
- ・高田城址公園南堀においては、国土交通省の消流雪施設の稼働や所有する機械の貸出しなど、国と連携した。

■ 雪捨て場等の状況（1月25日撮影）



【高田城址公園南堀への投入】
（国土交通省 高出力ロータリー除雪車）



【夜間作業の状況】
（国土交通省 夜間照明車）

3 その他の対応

(1) 空き家に関する対応

- ・市では通常、特定空き家^{*}等に関する情報の把握を主としていることから、一斉屋根雪下ろしの実施意向調査にあわせ、対象町内会に対して空き家の屋根雪下ろしの必要性に係る調査を実施した。（調査書の配布：1月15日（金）、回収：1月19日（火））

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等

報告総数	内 訳		
	下ろす必要がない	下ろす必要がある	
		ボランティアを要請	
195 軒 (195 軒)	131 軒 (68 軒)	64 軒 (127 軒)	32 軒 (24 軒)

（ ）は実績

(2) 要援護世帯に対する対応

- ・協定路線のうち、要援護世帯 532 世帯に対し、各町内会へ訪問調査を依頼した。
- ・要援護世帯の屋根雪下ろしを上越商工会議所、市内商工会、上越市建設業協会に協力依頼し、51 事業者から協力の申し出があった。
- ・「屋根雪下ろしを希望したが作業員がいない」と答えた 24 世帯については、屋根雪下ろし事業者（作業員）とのマッチングを行った。

(3) 屋根雪下ろしボランティアの活動状況

- ・延べ 85 人（うち市内在住：延べ 49 人、市外在住：延べ 36 人）が参加し、26 軒実施した。

(4) 保育園における対応

ア 保育園における一斉屋根雪下ろし・排雪に際し考慮した事項

- ・排雪事業者へ登園時間帯の安全運転を依頼した。
- ・保護者への交通規制等の周知及び安全確保を依頼した。
- ・給食食材の配送ルートを保育園ごとに確保した。
- ・保護者送迎用の駐車場の確保した。

イ 実施区域に所在する公立保育園 2園

- ・稲田保育園、戸野目保育園が実施区域に含まれていたが、通常どおり開園し影響なし。

ウ 実施区域に所在する私立保育園 2園

・高田大谷保育園

1月23日(土)まで通常どおり開園、1月25日(月)、26日(火)は時間を短縮して開園した。(1月27日(水)から通常どおり開園)

・和同保育園

1月22日(金)まで通常どおり開園、1月23日(土)、1月25日(月)、26日(火)は希望保育を実施した。(1月27日(水)から通常どおり開園)

(5) 小・中学校及び幼稚園における対応

ア 学校等における一斉屋根雪下ろし・排雪に際し考慮した事項

- ・雪下ろし、排雪の路線が通学路になっている場合は、雁木の有無や歩道確保等の状況を確認し、3校(東本町小学校、大町小学校、稲田小学校)において、個別に迂回通学路を設定した。
- ・児童生徒への「一斉屋根雪下ろし・排雪」の意味の説明など安全指導を徹底した。
- ・集団登下校の実施により安全を確保した。
- ・教職員の引率・立哨、保護者、安全パトロール、見守り隊、地域の協力等により安全を確保した。
- ・排雪事業者へ通学時間帯の安全運転を依頼した。
- ・給食食材の配送ルート迂回路を学校ごとに確保した。

イ 実施区域に所在する小学校7校、中学校4校

- ・休業せず、通学路の一部で迂回路を設定して通学した。
- ・放課後児童クラブは、実施区域に所在する7クラブにおいて、1月23日(土)は利用希望がなかったことから開設せず、1月25日(月)から通常どおり開設した。

ウ 高田幼稚園

- ・1月25日(月)は休園した。

エ 私立等幼稚園

- ・通常どおり開園した。

(6) ごみ収集に関する対応

ア 収集の休止

- ・1月19日(火)、「第2回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議」において、使用できる集積所の確認、市への報告並びに市民への周知について町内会長に依頼した。
- ・1月22日(金)、町内会長からの報告を基に、使用できる集積所及び使用できない集積所を収集運搬委託事業者へ情報提供するとともに、地図(PDFファイル)に記載し、市ホームページに町内会単位で掲載した。
- ・1月25日(月)、一斉屋根雪下ろしに関係する30町内会にある380か所の集積所のうち、302か所での収集を休止した。

イ 収集の再開

- ・除排雪の進捗に応じて、収集車が通行できる集積所について町内会長と協議し、収集の再開を決定した。
- ・市ホームページで使用できる集積所等の地図を毎日更新し、市民に情報を提供した。
- ・排雪作業が完了した路線から順次、収集を再開し、1月28日(木)から全地域において通常収集の体制とした。

再開日	再開した町内会数	再開集積所数
1月26日(火)	1町内会	2集積所
1月27日(水)	16町内会	169集積所
1月28日(木)	14町内会	131集積所

※大手町町内会は、27日(水)と28日(木)に分けて収集を再開

(7) 上越市地域消防局の対応

- ・1月23日(土)から26日(火)までの間、現地(大手町地内)に「特設消防ステーション」を設置し、不測の事態に対応した。(出動実績7件[急病6件、消防支援1件])



【特設消防ステーション】

(8) 上越市消防団の対応

- ・適宜、消火栓や防火水槽の除雪等を実施した。
- ・1月23日(土)・24日(日)(一斉屋根雪下ろし・排雪作業実施日)において、団幹部が団本部事務所に常駐し、巡回・警戒を実施した。

(9) 新潟県災害救援機構の対応

- ・1月23日(土)、24日(日)の2日間、上越医療センター病院駐車場を拠点とし、巡回・警戒を実施した(実際の出動実績なし)。

(10) 路線バス運行の対応

- ・交通規制に伴い、路線バスの迂回運行を行った。

【課題】

(1) 実施計画及び実施方法

- ・一部の町内会からは、一斉屋根雪下ろしが決定してから実施までの期間が長すぎるので短縮してほしいとの声があった。
- ・屋根雪下ろし実施日が土・日曜日の2日間に限定されたため、屋根雪下ろし事業者（作業員）の確保が困難だった。
- ・屋根雪下ろしに伴う事故は発生しなかったが、今後に向け、転落事故防止のための命綱固定アンカー等の設置について検討が必要となった。
- ・過去からの取り決めである一斉屋根雪下ろしの目安や協定路線などについて、社会情勢等を踏まえた見直しが必要である。

(2) 空き家対策

- ・空き家の増加により、今後は空き家所有者等への対応が重要となっている。

(3) ボランティア

- ・危険を伴う屋根雪下ろし作業であるため、ボランティアが実施できる作業を明確にする必要がある。

【今後の対応の方向性】

(1) 実施計画及び実施方法の取組

- ・屋根雪下ろし事業者（作業員）の手配や広範囲にわたる通行規制の回避を目的に、土・日曜日に限らず平日を含めた分散的・段階的な屋根雪下ろし・排雪作業を検討
- ・上越市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金制度の創設【令和3年6月市議会定例会で補正予算措置】
- ・一斉屋根雪下ろしの目安（基準）及び屋根雪測定方法の見直しを検討
- ・少子高齢化、人口の減少、空き家の増加など、社会情勢を踏まえた協定路線の条件等を整理し、関係町内会と協定路線の見直しについて検討

(2) 空き家対策

- ・上越市空き家等対策計画に基づき、適正な管理を実施するよう「助言・指導通知書」の送付や「面談」の実施などの取組を推進
- ・空き家の所有者等に、大雪による空き家倒壊被害の発生を未然に防止するための周知啓発を実施
- ・空き家化の予防や空き家問題解消のため、空き家対策セミナー及び個別相談会を継続的に実施

(3) ボランティア

- ・一斉屋根雪下ろしのボランティアについて、災害ボランティア連携推進会議で作業内容を検討